

2025 年 11 月 18 日

各 位

会 社 名	パラマウントベッドホールディングス株式会社		
代 表 者 名	代表取締役社長	木村 友彦	
	(コード番号 : 7817	東証プライム)	
問 合 せ 先	取締役	八田 俊之	
	(TEL 03-3648-1100)		

株式会社TMKRによる当社株式に対する公開買付けの結果並びに 親会社及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ

株式会社TMKR（以下「公開買付者」といいます。）が 2025 年 9 月 25 日から実施しておりました当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）が 2025 年 11 月 17 日をもって終了いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

また、本公開買付けの結果、2025 年 11 月 25 日（本公開買付けの決済の開始日）をもって、下記のとおり、当社の親会社及び主要株主である筆頭株主に異動が発生する見込みとなりましたので、併せてお知らせいたします。

記

1. 本公開買付けの結果について

当社は、本日、公開買付者より、添付資料「パラマウントベッドホールディングス株式会社（証券コード：7817）の普通株式に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」に記載のとおり、本公開買付けの結果の報告を受けました。

なお、本公開買付けに応募された当社株式の総数が買付予定数の下限（20,486,500 株）以上となりましたので、本公開買付けは成立しております。

2. 親会社及び主要株主である筆頭株主の異動について

（1）異動予定年月日

2025 年 11 月 25 日（本公開買付けの決済の開始日）

（2）異動が生じる経緯

当社は、本日、公開買付者より、本公開買付けの結果について、当社株式 28,388,255 株の応募があり、買付予定数の下限（20,486,500 株）以上となり、本公開買付けが成立したことから、その全てを取得することとなった旨の報告を受けました。

この結果、2025 年 11 月 25 日（本公開買付けの決済の開始日）付で、当社の総株主の議決権の数に対する公開買付者の所有する議決権の数の割合が 50%を超えることとなるため、公開買付者は、新たに親会社及び主要株主である筆頭株主に該当することとなります。また、公開買付者の完全親会社である株式会社シートックは、本日現在、自ら当社株式を 4,266,300 株（所有割合（注1）：7.61%）所有しており、かつ、公開買付者を通じて間接的に当社株式を所有することとなることから、新たに当社の親会社に該当することとなります。

（注1）「所有割合」とは、当社が 2025 年 10 月 30 日に公表した「2026 年 3 月期第 2 四半期決算短信〔日

本基準] (連結)」に記載された 2025 年 9 月 30 日現在の当社の発行済株式総数 (57, 598, 692 株) から、同日現在の当社が所有する自己株式数 (1, 513, 008 株) を控除した株式数 (56, 085, 684 株。以下「本基準株式数」といいます。) に対する割合 (小数点以下第三位を四捨五入。以下、所有割合の計算において同じです。) をいいます。

(3) 異動する株主の概要

①新たに親会社及び主要株主である筆頭株主に該当することとなる株主の概要

(1)	名 称	株式会社TMKR
(2)	所 在 地	東京都江東区東砂 2 丁目 14 番 5 号
(3)	代表者の役職・氏名	代表取締役 木村友彦
(4)	事 業 内 容	当社の株式を取得及び所有し、本公開買付け成立後に当社の事業を支配し、管理すること
(5)	資 本 金	50,000 円
(6)	設 立 年 月 日	2025 年 8 月 29 日
(7)	大株主及び持株比率	株式会社シートック 100%
(8)	当社と公開買付者の関係	
	資 本 関 係	公開買付者と当社との間には、記載すべき資本関係はありません。 なお、公開買付者の代表取締役である木村友彦氏 (以下「木村友彦氏」といいます。) は、当社株式 1,780,701 株 (注 2) (所有割合 : 3.17%) を所有しております。
	人 的 関 係	公開買付者の代表取締役である木村友彦氏は、当社の代表取締役社長を兼務しております。
	取 引 関 係	該当事項はありません。
	関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	該当事項はありません。

(注 2) 木村友彦氏の所有する当社株式 1,780,701 株には、譲渡制限付株式 (報酬) として当社及びその子会社の役員に付与された当社の譲渡制限付株式 31,803 株が含まれております。また、木村友彦氏は、本日現在、当社の役員持株会を通じた持分に相当する当社株式 208 株 (小数点以下を切り捨てております。) を間接的に所有しておりますが、かかる当社株式は、木村友彦氏が直接に所有するものではないため、木村友彦氏の所有株式には含まれておりません。

②新たに親会社に該当することとなる株主の概要

(1)	名 称	株式会社シートック
(2)	所 在 地	東京都港区西麻布四丁目 20 番 6 号
(3)	代表者の役職・氏名	代表取締役 木村友彦
(4)	事 業 内 容	1. 有価証券の保有、運用及び管理 2. 不動産の賃貸及び管理 3. 前各号に附帯関連する一切の業務
(5)	資 本 金	3,000,000 円
(6)	設 立 年 月 日	2011 年 8 月 9 日
(7)	大株主及び持株比率	木村友彦氏 100%
(8)	当社と当該会社の関係	
	資 本 関 係	株式会社シートックと当社との間には、記載すべき資本関係はありません。

		なお、株式会社シートックの代表取締役である木村友彦氏は、当社株式1,780,701株(注2)(所有割合:3.17%)を所有しております。
人 的 関 係		株式会社シートックの代表取締役である木村友彦氏は、当社の代表取締役社長を兼務しております。
取 引 関 係		該当事項はありません。
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況		該当事項はありません。

(4) 異動前後における当社株式の所有する議決権の数及び議決権所有割合

①株式会社TMKR（公開買付者）

	属性	議決権の数（議決権所有割合（注3））			大株主 順位
		直接所有分	合算対象分	合計	
異動前	—	—	—	—	—
異動後	親会社及び主要株主 である筆頭株主	283,882 個 (50.62%)	—	283,882 個 (50.62%)	1 位

(注3)「議決権所有割合」は、本基準株式数(56,085,684株)に係る議決権の数(560,856個)を分母として計算し、小数点以下第三位を四捨五入しております。以下、議決権所有割合の計算において同じです。

②株式会社シートック

	属性	議決権の数（議決権所有割合）		
		直接所有分	合算対象分	合計
異動前	—	42,663 個 (7.61%)	—	42,663 個 (7.61%)
異動後	親会社	42,663 個 (7.61%)	283,882 個 (50.62%)	326,545 個 (58.22%)

(5) 開示対象となる非上場の親会社等の変更の有無等

本公開買付けの結果、公開買付者及び株式会社シートックが新たに当社の親会社となりますが、公開買付者は、株式会社シートックの完全子会社であり、当社に与える影響が最も大きい親会社は、株式会社シートックであるため、公開買付者は開示対象となる非上場の親会社等には該当いたしません。

(6) 今後の見通し

公開買付者は、本公開買付けにより当社株式の全て（但し、本譲渡制限付株式（注4）を含み、当社が所有する自己株式及び本不応募合意株式（注5）を除きます。）を取得することができなかったことから、当社が2025年9月24日付で公表した「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」（以下「当社意見表明プレスリリース」といいます。）でお知らせしましたとおり、今後、当社意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の一連の手続により、当社の株主を公開買付者、木村友彦氏、株式会社シートック、株式会社ワイズライト、株式会社ラピスラズリ及び木村憲司氏のみとすることを予定しているとのことです。なお、当該手続の実施により、当社株式は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の定める上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所プライム市場において取引することはできません。

今後の具体的な手続及び実施時期等については、公開買付者と協議の上、決定次第速やかに公表いたします。

(注4)「本譲渡制限付株式」とは、譲渡制限付株式（報酬）として当社及びその子会社の役職員に付

与された当社の譲渡制限付株式並びに譲渡制限付株式インセンティブとして当社の従業員持株会に付与された当社の譲渡制限付株式のことをいいます。

(注5)「本不応募合意株式」とは、木村友彦氏、株式会社シートック、株式会社ワイズライト、株式会社ラピスラズリ、木村憲司氏、有限会社レジウッド、株式会社シオン、木村通秀氏及び株式会社ラムーンが、それぞれ所有する当社株式の合計 16,869,065 株（所有割合：合計 30.08%）のことをいいます。

以 上

(添付資料)

2025 年 11 月 18 日付「パラマウントベッドホールディングス株式会社（証券コード：7817）の普通株式に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」

2025 年 11 月 18 日

各 位

会社名

株式会社TMKR

代表者名

代表取締役 木村 友彦

**パラマウントベッドホールディングス株式会社（証券コード：7817）の普通株式
に対する公開買付けの結果に関するお知らせ**

株式会社TMKR（以下「公開買付者」といいます。）は、2025 年 9 月 24 日、パラマウントベッドホールディングス株式会社（株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）プライム市場、証券コード：7817、以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定し、2025 年 9 月 25 日から本公開買付けを実施しておりましたが、本公開買付けが 2025 年 11 月 17 日をもって終了いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

1. 買付け等の概要

（1）公開買付者の名称及び所在地

名称 株式会社TMKR

所在地 東京都江東区東砂二丁目 14 番 5 号

（2）対象者の名称

パラマウントベッドホールディングス株式会社

（3）買付け等に係る株券等の種類

普通株式

（4）買付予定の株券等の数

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
普通株式	39,219,847（株）	20,486,500（株）	—（株）
合計	39,219,847（株）	20,486,500（株）	—（株）

（注 1）本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の数の合計が買付予定数の下限（20,486,500 株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（20,486,500 株）以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

（注 2）本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は本公開買付けにより公開買付者が取得する可能性のある対象者の株券等の最大数（39,219,847 株）を記載しております。これは、対象者が 2025 年 7 月 30 日に提出した「2026 年 3 月期 第 1 四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」に記載された 2025 年 6 月 30 日現在の発行済株式総数（57,598,692 株）から、同日現在の対象者が所有する自己株式数（1,533,017 株）を控除した株式数（56,065,675 株）に、対象者が 2025 年 7 月 25 日付で実施した自己株式処分の対象となる譲渡制限付株式（報酬）に係る株式数（23,237 株）を加算した株式数（56,088,912 株）から、本公開買付けに応募しない旨の合意をしている木村友彦氏、株式会社シートック、株式会社ワイズライト、株式会社ラピスラズリ、木村憲司氏、有限会社レッジウッド、株式会社シオン、木村通秀氏及び株式会社ラムーンが所有する対象者株式の合計（16,869,065 株）を控除した株式数（39,219,847 株）です。

(注3) 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。）に従って株主による単元未満株式の買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付け期間」といいます。）中に自己の株式を買い取ることがあります。

(注4) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

(5) 買付け等の期間

① 買付け等の期間

2025年9月25日（木曜日）から2025年11月17日（月曜日）まで（36営業日）

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

(6) 買付け等の価格

普通株式1株につき金3,530円

2. 買付け等の結果

(1) 公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、応募株券等の総数が買付予定数の下限（20,486,500株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わない旨の条件を付しておりましたが、応募株券等の総数（28,388,255株）が買付予定数の下限（20,486,500株）以上となりましたので、公開買付け開始公告及び公開買付け届出書に記載のとおり、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(2) 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

法第27条の13第1項の規定に基づき、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）第9条の4及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第30条の2に規定する方法により、2025年11月18日に東京証券取引所において、本公開買付けの結果を報道機関に公表いたしました。

(3) 買付け等を行った株券等の数

株券等の種類	株式に換算した応募数	株式に換算した買付数
株券	28,388,255（株）	28,388,255（株）
新株予約権証券	—	—
新株予約権付社債券	—	—
株券等信託受益証券（ ）	—	—
株券等預託証券（ ）	—	—
合計	28,388,255	28,388,255
（潜在株券等の数の合計）	（—）	（—）

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付け者の所有株券等に係る議決権の数	— 個	（買付け等前における株券等所有割合 —％）
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	177,735 個	（買付け等前における株券等所有割合 31.69％）
買付け等後における公開買付け者の所有株券等に係る議決権の数	283,882 個	（買付け等後における株券等所有割合 50.62％）

買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	168,688 個	(買付け等後における株券等所有割合 30.08%)
対象者の総株主等の議決権の数	558,770 個	

(注1)「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」及び「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者（但し、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。）が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注2)「対象者の総株主の議決権の数」は、対象者が2025年11月14日に提出した「第44期半期報告書」に記載された2025年9月30日現在の総株主の議決権の数（1単元の株式数を100株として記載されたもの）です。但し、本公開買付けにおいては単元未満株式（但し、対象者が所有する単元未満の自己株式を除きます。）についても本公開買付けの対象としていたため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者が2025年10月30日に公表した「2026年3月期第2四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」に記載された2025年9月30日現在の対象者の発行済株式総数（57,598,692株）から、同日現在の対象者が所有する自己株式数（1,513,008株）を控除した株式数（56,085,684株）に係る議決権の数（560,856個）を分母として計算しております。

(注3)「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算
該当事項はありません。

(6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

② 決済の開始日
2025年11月25日（火曜日）

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を本公開買付けに応募した株主（以下「応募株主等」といいます。）の住所又は所在地（外国の居住者である株主（法人株主を含みます。以下「外国人株主等」といいます。）の場合はその常任代理人の住所）宛に郵送します。

買付け等は、現金にて行います。買付け等を行った株券等に係る売却代金は応募株主等（外国人株主等の場合はその常任代理人）の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等（外国人株主等の場合はその常任代理人）の指定した場所へ送金するか（送金手数料がかかる場合があります。）、公開買付代理人の応募受付をした応募株主等の口座へお支払いします。

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等については、本公開買付けに係る公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載の内容から変更はありません。

公開買付者は、対象者の株主を公開買付者、木村友彦氏、株式会社シートック、株式会社ワイズライト、株式会社ラピスラブリ及び木村憲司氏のみとし、対象者株式を非公開化するための一連の手続（以下「本スクイーズアウト手続」といいます。）を実施することを予定しております。対象者株式は、本日現在、東京証券取引所プライム市場に上場しておりますが、本スクイーズアウト手続を実施した場合、対象者株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となります。上場廃止後は、対象者株式を東京証券取引所プライム市場において取引することはできません。以上に関する具

体的な手続及びその実施時期等については、対象者と協議の上、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。

4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

株式会社TMKR

(東京都江東区東砂二丁目14番5号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

以 上

【米国規制】

本公開買付けは、日本の金融商品取引法に定める手続及び情報開示基準に準拠して行われるものとし、その手続及び基準は、米国で適用される手続及び情報開示基準と必ずしも同一ではありません。特に、米国 1934 年証券取引所法 (Securities Exchange Act of 1934) (その後の改正を含みます。以下同じです。) 第 13 条 (e) 又は第 14 条 (d) 及びこれらの条項に基づく規則は、本公開買付けには適用されず、本公開買付けは、これらの手続及び基準に沿ったものではありません。このプレスリリース及びこのプレスリリースの参考書類の中に含まれる財務情報は、日本の会計基準に基づいて作成されており、米国企業の財務諸表と必ずしも同等の内容ではありません。また、公開買付者及び対象者は米国外で設立された法人であり、その役員の全部又は一部が米国外の居住者であるため、米国の証券関連法を根拠として主張し得る権利を行使又は要求することが困難となる可能性があります。また、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人又はその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を開始することができない可能性があります。さらに、米国外の法人及び当該法人の関係者 (affiliate) 又はその役員について米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。

公開買付者及び対象者の財務アドバイザー、公開買付代理人並びにそれらの関連会社は、その通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引法及びその他適用ある法令上許容される範囲で、米国 1934 年証券取引所法 (Securities Exchange Act of 1934) 規則 14e-5 (b) の要件に従い、対象者株式を自己又は顧客の計算で、本公開買付けにおける買付け等の期間中に本公開買付けによらず買付け又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付けは市場取引を通じた市場価格又は市場外での交渉で決定された価格で行われる可能性があります。そのような買付けに関する情報が日本で開示された場合には、米国においても同様の方法によって開示が行われます。

本公開買付けに関する手続は、特段の記載がない限り、全て日本語で行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部は英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存在した場合には、日本語の書類が優先するものとします。

このプレスリリース及びこのプレスリリースの参照書類の記載には、米国 1933 年証券法 (Securities Act of 1933) (その後の改正を含みます。) 第 27A 条及び米国 1934 年証券取引所法 (Securities Exchange Act of 1934) 第 21E 条で定義された「将来に関する記述」が含まれています。既知又は未知のリスク、不確実性又はその他の要因によって、実際の結果がこれらの将来に関する記述に明示的又は黙示的に示された内容と大きく異なる可能性があります。公開買付者、対象者又はそれらの関係者 (affiliate) は、これらの将来に関する記述に明示的又は黙示的に示された結果が達成されることを保証するものではありません。このプレスリリース及びこのプレスリリースの参照書類の中の「将来に関する記述」は、このプレスリリースの日付の時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、公開買付者、対象者及びそれらの関係者 (affiliate) は、将来の事象や状況を反映するためにその記述を変更又は修正する義務を負うものではありません。

【その他の国】

国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。このプレスリリースの発表、発行又は配布は、本公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。